

On What Make "He Raised His Hand Because He Got Angry" a Causal Explanation : A Defense of Anomalous Monism

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5157

「怒ったので手を上げた」を因果的説明とするいくつかの
理由について —— 非法則論的一元論の擁護 ——

柴 田 正 良

On What Make “He Raised His Hand Because He Got Angry”
a Causal Explanation
—— A Defense of Anomalous Monism ——

Masayoshi SHIBATA

1. はじめに

本稿の目的は、デイヴィドソンの非法則論的一元論（AM：anomalous monism）に対して最近加えられた批判の大合唱⁽¹⁾に抗して、AMを擁護することである。AMに対する批判の要点は、AMではもはや心的なものは因果的効力を持ちえないという論点と、AMの非還元的物理主義はもはや物理主義（もしくは一元論的唯物論）ではないという論点の二つに大別される。これらの論点を十分に論ずるには因果的説明や心身問題を初めとする多岐にわたる議論が必要であるが、しかし本稿ではさしあたり美濃 [1995] によるAM批判に焦点を当て、主に第一の論点に関してAMの擁護を試みることにしたい⁽²⁾。というのも美濃 [1995] の議論の一部は、私に対して直接に向けられたものだからである⁽³⁾。以下で私は、私に対する美濃の批判にできるだけ応えながら、問題となる「因果的効力」という概念は混乱しているがゆえに美濃のAM批判は不発に終わるということを明らかにし（2節）、さらに、因果的説明に関する一種の内在主義を取ることによって心的なもの「因果的効力」は「因果的説明力」として確保されるということを示すつもりである（3節）。

さて本題に入る前に、AMとはいかなる主張であるのかに関して最低限の共通理解を確保しておこう（Cf. Davidson [1970, pp. 208ff, 邦訳, p. 263 以下]）。

(AM)：心的出来事はすべて何らかの物的出来事と同一であるが、心的出来事のタイプと物的出来事のタイプを結合する厳格な法則（strict laws）は存在しない。

デイヴィドソンはこのテーゼを以下の三つの前提（AMP）から引き出した。

- ① 心的出来事は物的出来事と因果的に相互作用し合う（因果的相互作用の原理）
- ② 因果関係が存在するところには厳格な法則が存在しなければならない（因果性の法則論的性格）
- ③ 心的出来事の予測や説明の根拠となる厳格な決定論的法則は存在しない（心的なもの非法則性）

したがって、AMが心理物理的法則の存在を否定し、それゆえに物的性質（例えば脳の一定の神経生理学的変化という出来事タイプ）への心的性質（例えば怒りという出来事タイプ）の還元を否定しながらも、トークンとしての「この怒り」という心的出来事とトークンとしての「この脳の変化」という物的出来事の同一性を主張する非還元的な唯物論（nonreductive materialism）、つまりトークン同一説であるゆえんは明らかであろう。

2. 因果的効力（causal efficacy）と因果的説明力

2-1. 原理（EP）によるAM批判

まず、AMにおいては心的性質は因果的効力をもちえない、とする美濃 [1995] の批判の最大のポイントを煩を厭わずに以下に繰り返すことにする。そのAM批判の出発点は次の誤解を招きやすい原理（EP）である。

（EP）：任意の事象C、Eについて、CがEの原因であるならば、Cのある一般的性質Fが存在し、CはFによって because of (のゆえに in virtue of) Eを引き起こす（美濃 [1995、p. 45]）。

ここから美濃 [1995] は次の原理（EP*）の成立を自明のものに見なす。

（EP*）任意の事象C、Eおよび任意の性質Fについて、CがFのゆえにEを引き起こすならば、反事実的条件文「他の条件が同じなら、CがFを持たなかったならば、CはEを引き起こさなかったであろう」が成立する（美濃 [1995、p. 47]）。

さて、AMの下で心的性質が因果的効力をもたないことは以下のように示される、と論じられる。

- (1) ある心的事象M（例えばある意図）が他のある事象P（たとえば身体運動）の原因であるとする。
- (2) (AMP) ②よりMとPとはある厳密な法則Lのもとに包摂されなければならないが、

(AM) により L は物理的な法則でなければならない。つまり、L が言及する M の物理的性質 P により、(与えられた条件のもとで) P の生起は決定されている。

- (3) (AMP) ③により、M の心的性質 m は、L が言及するその物理的性質 P と厳密に法則的に共起することができない。言い換えれば、他の条件は同じままで、M が m を欠くこと、あるいは m 以外の任意の心的性質をもつことが常に可能でなければならない。しかも、その場合にも、((2)により) M は P を引き起こすであろう。
- (4) したがって、「他の条件が同じならば、事象 M が性質 m をもたなかったなら、M は事象 P を引き起こさなかったであろう」という反事実的条件文は成立しえない。
- (5) (EP*) により、m が P に関して因果的効力を有するならこの反事実的条件文が成立する。
- (6) ゆえに、(4)、(5)より、m は P に関して因果的効力をもちえない。
- (7) M、P、m はそれぞれ任意の事象ないしその性質であるから、一般に、事象のいかなる心的性質も他のいかなる事象に関して因果的効力をもちえないことになる (美濃 [1995, p. 47])。

この論証の直観的内容を簡単に言うと、AM は、物的性質相互の因果法則的連関によって出来事 of 生起が決定されると主張しながらも、物的性質と心的性質の法則的結合を否定するので、心的性質がどうであろうと (極端な場合、心的性質がなくとも) 出来事 of 因果的効力が生起は変化しないことになる (それゆえ心的性質は因果的効力をもちえないことになる)、ということである。

2-2. AM は因果関係の成立に関するものとしての原理 (EP) を拒絶する

さて、私はまず原理 (EP) の身分を問題にしたい。AM 批判のこの出発点には、AM が前提とする存在論的な道具立て (個体・性質・因果関係など) に関する少なからぬ誤解があると思われるからである。美濃 [1995] は正当にも、問題は「デイヴィッドソンが原理 (EP) を受け入れるべきかどうか」だと問うているが、少なくとも AM はそれを受け入れるべきでない、と私は考える⁽⁴⁾。というのも AM がこれまで前提にしてきた存在論によれば、(EP) は因果関係における性質の役割について混乱しているからである。AM において存在者と認められるのは時空内に位置をもつ通常の個体および個体としての出来事であって、それゆえ因果関係に立つのは出来事としての個体以外にはありえない。他方、出来事を含めて個体が属する性質とはタイプもしくは集合であって、タイプもしくは集合は何ものとも因果関係に立ちえない。(EP) が拒絶されるべきなのは、それが性質に「因果的効力」なるものを認めることによって、性質という普遍者に何かを因果的に引き起こす力があるかのような誤解を生じさせるからである⁽⁵⁾。

美濃は、心的性質に実在性を認めるかどうかに関してAMはディレンマに陥ると言うが、実在性が「存在者としての承認」という意味であれば、AMは性質に実在性を認めない。いささか逆説的に聞こえるかもしれないがこの点は物的性質に関しても同様であって、むしろAMは、物的性質と同程度の存在論的な地位を心的性質のみならず価値的および美的性質にも認めることのできる多元論と両立可能なのである。このことは<性質>というタイプに関わる限りでの話である、ということは何度強調されてもよい。というのもAMは出来事という<個体>に関しては、すべての心的出来事は物的出来事であるがしかしその逆は成り立たない、という存在論的な片寄りを示すからである。

そこで、AMからすると因果関係と性質はどう理解されるべきだろうか。性質はタイプであり、われわれは性質を介して個体としての出来事を指示する。そこで、ある出来事aはある心的出来事のタイプm（怒り）に属し、また同時にある物的出来事のタイプP（脳内の神経興奮）に属するとせよ。aは別の出来事b（手を上げる）を引き起こす。さて、「aは物的性質Pによってbを引き起こす」と言われるとき、それは先に述べた理由で「タイプPに属する出来事aがbを引き起こす」ということの誤解を招きやすい表現である。それゆえ性質の因果的効力「(によって)」は、因果関係に関するものと解釈される限り、個体としての出来事がタイプへ帰属すること以上の意味をもたないのであるから、心的性質もその意味での「因果的効力」なら物的性質と同様にもつと言ってもいいのである。なぜなら、同様に誤解を招きやすい表現であるとはいえ「aは心的性質mによってbを引き起こす」もまったく同じ程度に成立するからである。というのも仮定により、「タイプmに属する出来事aがbを引き起こす」からである。したがってここには美濃が言うような問題は何かもない。

しかし以上のことに関連する柴田 [1994b] の叙述は、美濃の不必要な誤解を招いたという点で不適切であった。したがって美濃の次のような批判を見ると、私がどのように言うべきであったかは明らかであろう。「反論者 [柴田] の言う「Cの何らかの物理的マイクロ構造K」はまさに出来事Cの物理的性質にほかならず、「KがEを引き起こす」ことを認めることは、まさに出来事Cがその何らかの性質の故に別の出来事 [E] を引き起こすことを、「ミスリーディングな」仕方で認めることにほかならない（なぜならデイヴィドソンによれば、別の出来事を引き起こすのは出来事そのものであって、その構造ではないから）」（美濃 [1996, p. 49]）。要するに私は、「Cの何らかの物理的マイクロ構造K」が性質ではなく、個体としてのそのマイクロ構造を指示するものであることをはっきりさせるべきであった。つまりKは性質の一般名ではなく、固有名であり、C=Kなのである。そしてさらに引用文のカッコ内の美濃の適切な注釈に従えば、Kを「その物理的マイクロ構造の出現」と言うべきであったであろう。しかしむしろ不思議なことは、美濃が先のカッコ内の発言をなしながら、なお、因果的に何かを引き起こす力を性質が保持しているかのように見なし

ていることである。というのも、性質はタイプであるがゆえにそうした力をもちえないからだ。それゆえ私は美濃が引用した同じ箇所において、「心的性質も物的性質も、因果関係においては同じように「因果的効力」をもつか、同じようにもたないかのいずれかであって」などと言うよりは、何かがある何かを引き起こす因果関係の成立という点ではいかなる性質も因果的効力をもたない、と言うべきであった。

このことは、因果関係において個体と並ぶ存在論上の地位を性質には認めないということに等しい。それゆえAMの下では、「aのゆえにbが生じた」が因果関係の言明として意味をもつのはaもbも出来事である場合だけである。そしてこの点でまたしても私は、自分の叙述のいたらなさから美濃をいたずらな混乱に導いたことを恥じなければならない。美濃は「[AMの批判者は心的性質に関してばかりでなく]、砂糖が水に溶けるのは砂糖と水のある種の分子構造の故なのだから「水溶性」という性質は因果的に無力だ、と言わねばならないであろう。…しかし「水溶性」が因果的に無力でないなら、「怒り」も同じ理由によって無力ではないのである」という私の主張を引用しながら、非法則論的一元論は「「水溶性」のようなマクロレベルの物理的性質のミクロレベルの物理的性質への還元可能性を否定してはいない」し、「因果的効力の有無を問題にするとき、「水溶性」のような性質の場合と「怒り」のような心的性質の場合とを同様に扱うことはできない」(美濃 [1995, p. 51])と述べている。ここで私は舌足らずな言い回しをせずに、因果的効力なる概念は因果関係の成立ではなく因果的説明に関する概念としてのみ理解可能だ、ということ¹を単刀直入に言うべきであった。要するに、因果関係の成立の点からすれば「水のこの分子構造と砂糖のこの分子構造の接触(a)の故にこの砂糖が溶ける(b)」のであるから「水溶性」という性質は因果的効力をもたないが、この点は、ミクロレベルの性質への還元可能性いかに関わらず「怒り」という性質と事情は変わらない。しかし明らかに「この砂糖は水溶性のゆえに水に溶けた」といった言明が何か真なことを述べているならば、この「水溶性のゆえに」が表現する因果的効力は、因果関係の成立とは別の場所で発揮されているのでなければならない。その場所こそ因果的説明の文脈であって、ここでは「怒り」もまた「彼は怒りのゆえに手を上げた」においてのように現に因果的効力を発揮しているのである。私は混乱を取り除くために「因果的効力」に代えて「因果的説明力」という用語を初めから導入すべきであったが、私の主旨は、美濃が引用してくれなかった続きの部分からもはや明らかであろう。「それゆえもし「水溶性」や「怒り」のような性質に「因果的効力」があると主張したいなら、その「効力」とはわれわれにとって「水溶性」という性質がもつ説明上の力なのである」(柴田 [1994b, 1 節])。

2-3. 説明原理 (EP') によって置き換えられたAM批判は成立しない

それゆえAMが受け入れるのは、美濃が親切にも自説の中で用意してくれた次の説明原

理 (EP') である。

(EP') : 任意の出来事 C、E について、C が E の原因であれば、C のある記述 D が存在し、文「C (記述 D の下で) が E を引き起こした」は一つの因果的説明を構成する (美濃 [1995、p. 46])。

すると 2-1 節での AM 批判の急所となる (EP*) は、次の (EP'*) でなければならない。

(EP'*) : 任意の出来事 C、E について、C が E の原因であれば、C のある記述 D が存在し、反事実的条件文「C は (記述 D がそれについて真でなかったならば) E を引き起こさなかったであろう」が成立する。

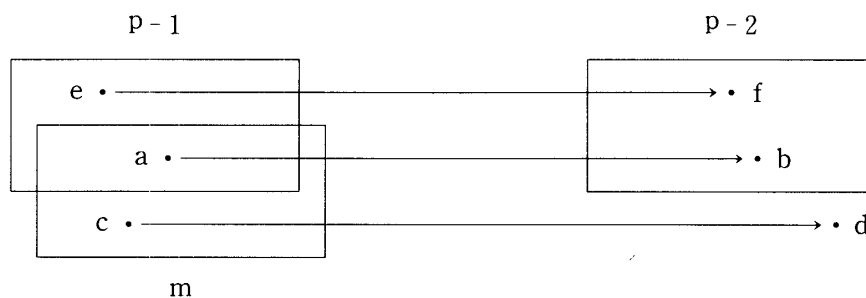
しかし、この反事実的条件文の持つ様相的含意は、AM にとって自明な解釈を持っているとは言いがたいので、私は、美濃 [1995、n. 8] で提案されているヴァージョンを手直しして用いることにする。

(EP'**) : 任意の出来事 C、E について、C が E の原因であれば、C のある記述 D が存在し、反事実的条件文「記述 D がそれについて真でないこと、およびそれに関連すること以外はすべて C と同じであるような出来事 C' が生じたとしても、因果的説明に関連する記述に関して E と同じであるような出来事 E' を引き起こさなかったであろう」が成立する。

さてこの (EP'**) によって置き換えられた先の 2-1 節での論証は妥当だろうか。妥当でないというのが私の結論であり、その理由は意外なほど単純なものであるが、しかしそれを受け入れることは同時に、因果的説明に関する日常主義および内在主義とでも呼ぶべきものを受け入れることを要求する。そして後者はそれでまた、AM の存在論的な主張がある種の穏健な物理主義的直観 (見込み) の表明にすぎない、ということの承認を要求するのである。

問題は、2-1 節の論証 (3) から (4) にいたるステップにある (いまや (4) に登場する反事実的条件文は (EP'**) のそれに置き換わっている)。(3) の主張を AM にとって問題のない形で言い換えれば、法則 L の言及する物理的性質 P に属する (M とよく似た) 出来事 M' は心的性質 m の外延には属さないこともありうるが、しかしその場合も M' は P と同じ物理的タイプに属する P' を引き起こす、となるだろう。その場合 M' には例えば記述 D 「怒り」

は当てはまらない。しかしこのような事例の存在から、(E P'**)の言う反事実的条件文の一般的な不成立は帰結しない。というのもその場合も、反事実的条件文「記述「怒り」が真でないこと、およびそれに関連すること以外はすべてMと同じであるような出来事M'が生じたとしても、因果的説明に関連する記述に関してPと同じであるような出来事P'を引き起こさなかったであろう」は、おおむね成立するからである。いやむしろ、心的性質mと物理的性質Pの外延は事実においてほとんど一致する、というのがAMの主張の直観的内実なのである。それに対し「因果性の法則論的性格」というAMの主張は、非常に単純化して言えば、物理的性質P-1に属する出来事と物理的性質P-2に属する出来事とが厳格な法則によって因果的に結合されるような物理的タイプ記述「P-1」および「P-2」が存在するというに他ならない。それゆえ心的性質mの外延に属さない出来事は（それはおおむね物理的性質P-1の外延に属さないであろうから）、P-2に属する結果をおおむね引き起こさないであろう。美濃の誤解は、法則言明はそれに対応する反事実的条件文のあらゆる場合での成立を含意するが、逆に、反事実的条件文のおおよその場合での成立はそれに対応する（ように構成された疑似-）法則言明を含意するわけではない、という点を見誤ったことにある。(E P'**)の反事実的条件文を法則および必然性にコミットしたもの（つまりあらゆる可能世界で真）と見なすのは、AMの非法則論性（アノマリズム）の主張に対する論点先取である。なぜならそもそも(E P')は因果的説明を構成する記述Dを要求しているのであって、厳格な物理的法則Lに登場する記述を要求しているのではないからである。以上の事情は、極端に単純化すればあっけないほど簡単な次のヴェン図によって示すことができる。



物理的タイプP-1に属する出来事は法則必然的に物理的タイプP-2に属する出来事を引き起こすが、心的タイプmに属する出来事がタイプP-2に属する出来事を引き起こすのはおおむねそうであるにすぎないだろう（怒ったからといって誰もが手を上げるわけではない⁽⁶⁾）。しかしこのことは、「怒ったから手を上げた」のような言明から因果的説明の力を奪うわけではない。それでは、厳格な法則に還元できない説明はいかなる意味でなお因果的説明と称しうるのだろうか。

3. 因果的説明

3-1. 因果的説明の力とは何でないか

まず、因果的説明とは何であるかといった大問題にここで決着をつけようというような野心を私はもっていない、ということをおこななければならない。その上で、これまで誤解されてきた点についてまず簡単に述べたいと思う。それは意外と思われるかもしれないが、「因果概念の非科学性」ということである。すでにラッセルが指摘していたように、成熟した科学理論は原因や因果性といった概念を必要としないであろう。厳格な法則的説明に達しようとする科学にとって、徹底して関心相対的で、それゆえ定量的であるよりは質的な記述の対象でしかない「原因」なるものは、最終的にはその説明から消去されるべきものなのである。それゆえわれわれが日常的場面で関心を寄せる因果的説明とは、厳格な法則へと洗練されることとはとりあえず無関係な（あるいはそのような法則が手に入らないがゆえに）、現象レベルでの出来事の反復的操作可能性に関わるような説明である。したがって例えば理由による行為の因果的説明は、そこに登場する因果的諸概念を純化させることによって「身体運動の科学的説明」へと洗練化させることはできないだろう、というのがデイヴィドソンの予測である。

美濃は柴田 [1994a] のこのような主張に対し、AMの立場では「出来事Cが出来事Eの原因であるためには、二つの出来事を包摂する厳密な法則が存在しなければならない」がゆえに、こうした因果的説明の見解は「非法則的一元論をそれに対する批判から擁護するという役割を果たしえない」と述べる（美濃 [1995, p. 51]）⁽⁷⁾。美濃のこの結論は次のディレンマから構成されているが、それもやはり、性質の因果的効力を因果的説明の力ではなく因果関係を成立させる力と解する先ほどの誤解から生じているのは明らかである。

すなわち厳格でない法則（経験的一般化）が二つの（マクロレベルの記述の下での）出来事（少なくとも一方は心的出来事）を結び付けているとせよ。するとそれらの間には因果関係が成り立っている。さてそれらを包摂する厳格な法則は存在するかしらないかのいずれかである。前者の場合、心的性質が本当に因果的効力をもつなら、厳格な法則に登場する（ミクロレベルの記述の下での）物理的性質の因果的効力の十全性が崩れる（物理的法則の下での世界の閉包性が破られる）。また後者であるなら、「因果関係があるところには必ず厳格な法則がある」というAMの前提AMP②「因果性の法則論的性格」が修正を余儀なくされる。

この論証が成り立たないことは因果的効力に関する前節での議論によって明らかだが、しかし私がここで問題にしたいのは、むしろこのディレンマを美濃に導かせた因果的説明に関する誤解の方である。美濃は先の論証に際して、「(マクロレベルの記述のもとで)ある厳密でない法則のもとに包摂される二つの事象（心的事象同士あるいは心的事象と物

理的現象)があるとする。デイヴィドソンの新しい基準に従えば、これらの現象は因果関係に立つと言ってよい」(美濃 [1995、p. 56])と述べるが、デイヴィドソンもそして私もこのような基準を提唱したことはない。当然のことながら、経験的一般化は成り立つ場合もあれば成り立たない場合もある。「私は怒りを覚えたが、しかしその時手を上げたのは飛んできたボールをよけるためだった」という場合のように、そうした一般化(「人は怒れば手を上げる」)に包摂される二つの出来事(「私のその怒り」と「私がその時手を上げたこと」)が実は因果関係に立っていないということがありうる。だからこそそれは厳格な法則ではないのだ。しかしその明白な事実にもかかわらず、なぜ美濃はありもしない基準をもちだしたのか。恐らく美濃は、経験的一般化への包摂が心的性質の因果的効力を救えるとすればなら、それに包摂される個別事例が実際に因果関係にあることが常に保証されなければならない、と考えたに違いない。というのも美濃の理解する因果的効力は因果関係の成立に關与するものであり、またそのような因果的効力はいわばある性質のもつ「必然的」性質(つまりあらゆる可能世界でその性質がもつ性質)だからである。美濃にそう考えさせたものは、「因果的説明の力」を「因果関係を成立させる力」へと還元する見方であり、したがって、もし経験的一般化の説明が有効性をもつならばそれは厳格な法則へと洗練化可能でなければならないという見方である。というのも美濃の理解では、厳格な法則に登場する性質こそが彼の言う因果的効力をもち、その因果的効力こそが因果的説明を有効にするからである。

それに対し、私の戦略は明らかだろう。私は因果的効力を因果的説明の力としてのみ解する。性質が關与するのは因果関係の成立の場面ではなく、因果的説明の場面である。そして因果的説明の力は厳格な法則のみが所有するわけではない。柏端 [1994、4 節] が主張するように、単称因果言明は、厳格な法則へと洗練される見込みのない経験的一般化の事例であっても因果的説明の力をもちうるのである。それどころか、因果的説明の資格をそのような厳格な法則への洗練化可能性に求めるのは本末転倒である。例えば石が窓を割ったことを目撃した場合のように、ある種の単称因果言明は、その因果関係を支配する厳格な法則に関する何の手がかりがなくとも因果的説明と見なされるのである⁽⁸⁾。それゆえ事態はむしろ逆に、因果的説明であるものの内から、たまたまその幾つかが法則的説明に純化されうるということであろう。

そこで、因果的説明に関する外在主義とでも呼ぶべきものを考えてみよう。その立場によればわれわれの説明実践の状況とは無関係に、まず因果関係の成立が前提され、それを捉えた厳格な法則にのみ真正の因果的説明力が認められる。経験的一般化に因果的説明力が認められるのは、それが厳格な法則に純化可能である場合に限られ、しかもその因果的説明力は法則から派生したものにすぎない。われわれの現に行っている様々な因果的説明がこの立場から評価されるなら、恐らく厳格な法則の唯一の候補者であるミクロ物理学的

な説明と、それへの洗練化可能性が見込まれる経験的一般化のみが真の因果的説明力を持ち、それ以外の説明はわれわれが因果的説明力をもっていると思っ込んでいるにすぎない、ということになるだろう。このような外在主義の特徴は、われわれの説明実践の状況と切り離された仕方では因果的説明の力の有無が原理的に決定されているとする点にある。

一見健全に見えるこのような立場に対して、私はむしろ因果的説明に関する内在主義を提案したい。それによれば、様々な因果的説明力に関する評価はわれわれの説明という実践の状況に内在的である。そしてその立場は、その状況がわれわれの認識と理論の進展とともに変化することを認める。要するに、因果的説明力の源泉を説明実践と無関係に前提された因果関係そのものに求めるのではなく、逆に説明実践の進展の果てに実在の因果関係を措定するのである。こうすることによってわれわれは、真正の因果的説明力とまがいの因果的説明力という単純な二分法的描像から逃れることができる。一言でいって内在主義に従えば、因果的説明の力は様々な程度を許すのである。しかもその程度は、今や「なまが地震を起こす」にほとんど説明力が認められなくなったように、われわれの説明実践の変化とともに変化する。それゆえ内在主義の特徴は、現に通用している経験的一般化の因果的説明力を現時点ですできるだけ額面通りに認めようとするところにある。というのもあるタイプの因果的説明の力を左右するのは、基本的には説明に関する哲学的分析の結果ではなく、われわれの説明という実践全体におけるその位置だからである。むしろ哲学的分析の任務は、現に通用している様々な因果的説明の力を説明実践全体のなかで明らかにすることにあるだろう。さらに内在主義は、因果的説明の本質を、出来事の予測や制御といった日常のプラグマティックな関心に応えるものとする。したがって内在主義は、そのような関心に奉仕するという条件の下に「説明が因果的であるための条件」を比較的緩い多様なものと解釈することができる⁽⁹⁾。

それゆえ、厳格な法則に還元しえない説明がそれでもなお因果的説明である理由は以上から明らかだろう。それは、そのような経験的一般化が、出来事の説明や予測や制御という点で現におおむねわれわれの役に立っているからである。例外や留保事項が多くなればなるほど、その一般化の説明力は下がるだろう。また他の様々な理論的もしくは日常的説明との斉合性も、その説明力に大きく影響するだろう。しかし厳格な法則をもつ科学という理念に目覚める以前からわれわれ人類は、生き延びるために出来事の説明を、しかも常にその因果的説明を実践し続けてきたのである。

3-2. どのようなものが因果的説明でないか

先にも述べたように、因果的説明が何であるかということを中心として正面に据えるのは本稿の守備範囲を大きく越えるものである。つまり私にはそのための準備も能力も今のところないということだが、しかしそれにしても私の考えの基本的方向性を示した上で美

濃の最後の批判に答えるのが私の責任であろう。そこでまず、極めて粗野なたたき台として、因果的説明の十分条件の候補の複合を以下のように考えてみよう。

- (ア)：原因として記述されるタイプの出来事と結果として記述されるタイプの出来事は、おおむね恒常的に結合する。
- (イ)：原因の記述には結果を引き起こす傾向性を見込まれた因果的概念が用いられる（例えば、「怒り」や「水溶性」）。
- (ウ)：原因として記述されるタイプの出来事を人為的に反復することによって、結果として記述されるタイプの出来事をおおむね実現できる（自然を操作するハンドル）。
- (エ)：原因として記述されるタイプの出来事が生じないなら、おおむね結果として記述されるタイプの出来事も生じない。
- (オ)：……
 - ・
 - ・

このリストは完全なものを意図していない。要するにこれは、出来事の子測や制御という日常のプラグマティックな関心に応えうるような説明の特徴を、単に列挙したにすぎない。その上で、こうした説明の特徴の幾つかを思いつくままに述べてみよう。まず、こうした説明による予測の失敗、つまり原因として記述されるタイプの出来事が必ずしも結果として記述されるタイプの出来事を引き起こさない、ということが直ちにこうした説明の有効性を棄却するのではないことはもちろんである（その場合われわれはこう言ってその説明を救おうとする。「そのときは何か別の要因が働いたのだ」）。さらにこうした説明の常として、第一に、原因として記述される出来事は、結果を引き起こすために十分な原因的諸条件全体ではなく、たいていはそのつどのわれわれの関心に相対的に注目されたそのような諸条件の一部である。したがって第二に、原因として記述される出来事と結果として記述される出来事は必ずしも時空的に厳密に接続している必要はなく、またその限りでの原因と結果の関係には推移関係が成り立つ。つまりこうした説明においてxがyの原因であり、またyがzの原因であるなら、おおむねxはzの原因として語られる。さらに第三に、以上すべてに付帯される「他の条件が同じなら (ceteris paribus)」という条項は、ほとんど除去不可能である。しかし第四にその条項が含意するわれわれの側の無知という制約がはずれて、そのような因果的説明のいくつかは例外のない法則へと洗練化されえないということが判明したとしても、われわれが依然としてそうした説明を用い続けるという場合もあるだろう（一体、日常的場面のどこで厳格な法則による説明が本当に必要になるのか）。等々。

それゆえ内在主義に従えば、いかなるタイプ間の結合も (ア) 以下のいずれかの条件を満たす限り、何ほどかの因果的説明力をもっているように思われる。しかしもちろん、因果的説明の資格に関する以上のような内在主義的条件はかなり緩いとはいえ、真なる単称因果言明のすべてがそれによって因果的説明だと見なされるわけではない。例えば、ある台風の到来が原因で翌日のある飛行機の便が欠航した、という因果関係を主張する次の二つの言明を見てみよう。

- (α) 彼が恐れたその出来事のせいで、彼女のいちばん望むことが実現した。
- (β) その日の朝日新聞の朝刊の一頁に掲載されたその出来事のゆえに、翌日の毎日新聞の夕刊の二頁に掲載されたその出来事が生じた。

これらの言明は真である場合にもなぜ、因果的説明を行っていないように思われるのだろうか。因果的説明の力を構成するのはまさに出来事のタイプ間の結合であり、また出来事はタイプの個体化によって通常は指示される。それゆえ、因果関係に立つ二つの出来事への指示が適切なタイプの個体化によってなされているか否かが、問題の単称因果言明の説明力を決定するだろう。しかし (α) および (β) における出来事の指示はそのような適切なタイプの個体化によってはいない。

さて私としても三度にわたる言い訳はしたくないのだが、柴田 [1994b] のこの点に関する説明は誤解を招くものであり、そのせいで美濃にあらぬ意図の詮索をさせてしまった、と言わねばならない。美濃は、(β) では「出来事の指示が、出来事のタイプの個体化とは別の原理によっている」という私の言い方の不備を突き、次のように述べる。「反論者 [柴田] は、出来事がもつ諸性質（より正確には諸述語）を、因果的説明に現れうる、いわば「まとも」な性質と、本質的に説明力をもちえない変則的な性質とに区分することを企てているように思われる。確かに<ある日の朝刊の一頁に掲載される>というような性質は、出来事の性質としては「まとも」には見えないかもしれない。しかし、台風の到来という出来事のもつこの性質は、例えば隣国における救援準備活動に関して因果的説明力をもつかもしれない。」(美濃 [1995, p. 52])。

もちろん私には、出来事の性質を「まともな」性質と「変則的な」性質に分け、因果的説明力をもつと期待される前者に心的性質を属させよう、などという意図はまったくない。私にとっては、性質が個体の属するタイプであり、その個体化によって個体が指示される限り、それがどんなに「人工的な」性質であっても全てまともな性質である。ただ問題は、個体の指示に用いられた性質（記述）間の結合が上記 (ア) 以下の条件を満たす場合に、当の単称因果言明は因果的説明力をもつ、ということである。それゆえ私は、(β) での出来事への指示はタイプの個体化とは別の原理によっている、などと言って、性質の分類に関す

る特別な企てといった憶測に美濃を迷わすべきではなかった。むしろ私は、(β) で用いられているのはいわば「伝聞情報」といったタイプの個体化であり、そのようなタイプ間の結合は(α)以下の条件をいずれも満たさない、と言うべきであった。それはどういうことか。

(β) で用いられているタイプは、ごく簡単に「ある日の朝刊の一頁に掲載される」と「翌日の夕刊の二頁に掲載される」だと言っても問題なかろう。しかし、これが(α)以下のいずれの条件も満たさないのは明らかである。というのもここから形成される経験的一般化は、「ある日の朝刊の一頁に掲載されるというタイプの出来事」が「翌日の夕刊の二頁に掲載されるというタイプの出来事」を引き起こす、というものにしかないからである。前者はおおむね恒常的に後者と結びつくとか、前者は後者を引き起こすような傾向性を見込まれた概念であるとか、前者を実現することによって後者をおおむね実現できるとかと主張するのは、われわれの現在の説明実践の状況からして無理だろう。その理由は、(β) では出来事への指示が「しかじかの伝聞情報におけるコレ」という仕方でなされており、したがって一旦別のタイプの個体化によって指示された出来事がいわば「二次的に」(出来事の個体化という点からは寄生的に)指示されているというところにある。われわれは、こうした「二次的」な個体化に用いられるタイプ相互間の結合を因果的ではなく、むしろ偶然的だと見なす傾向にあるだろう。といのうもわれわれの抱く因果関係の「必然性」に関する直観に反して、この「二次的な」(もしくは「n次的な」)指示の仕方はわれわれの恣意性にまったく任されているからである(その台風への指示は、「私の娘が生まれて初めて読んだ新聞に一番大きく報じられていた出来事」によってもなされたであろう)。同様の事情は、(α)における「しかじかの命題的態度の対象としてのコレ」といったやはり二次的な仕方で指示にも認めることができる(彼の恐れることはいつも彼女の望むことを実現する、とは言えないだろう)。しかしこれらの指示は、なおタイプの個体化によるという点で、固有名による言わば「純粹に外延的な」指示とは異なっている。だからこそ美濃が正しくも指摘したような可能性、つまり「ある日の朝刊の一頁に掲載される」という性質が「隣国における救援活動」に関して因果的説明力をもつようになる、といった可能性の成立する余地があるのだ。しかし私は逆にこの点で美濃に問いたい。「ある日の朝刊の一頁に掲載される」というその台風の性質は、いかにしたら「隣国における救援活動」に関して美濃の言う因果的効力をもちうるのか。

この問いに対する美濃の答は驚くべきことに「いかなる性質も因果的効力を本当はずでもっている」となるはずだが、私はこの最後の点をめぐり美濃の窮地を描くことで、彼へのこの取りあえずの応答を終えることにしたい。美濃 [1995, p. 57] は結論部分で、「より洗練された還元主義的唯物論の可能性の追求が今後さらに真剣になされるべきである」と述べている。美濃が全面的に依拠するキムの議論の結論もまた、心的性質と物的性質の同一性を主張する還元主義的唯物論であることを考えると(Cf. Kim, 1989, p. 282)、これ

が恐らく美濃のとるべき道であろう (McLaughlin [1993] の言うような「因果性の法則論的性格」を否定する道は、少しシンドイ選択であろうから)。そして美濃が、心的性質の消去に同意しないAMの下では「世界の全ての事象の完全な物理的記述が得られたとしても、各事象がどのような心的性質をもつのかは何ら確定されないがゆえに、世界の全貌が示されたことにはならない」(美濃 [1995、p.48]) と不満をもらすとき、彼の理解する一元論的物理主義が、世界のいかなる事実も物理的事実によって説明することができると主張する「説明還元的物理主義」であるのは明らかであろう。すると問題はこうなる。一元論的物理主義の下では、世界のいかなる事実も何らかの物理的個体への性質(述語)の帰属によって構成される。ここまではいい。しかしさらに説明還元的な物理主義によれば、いかなる事実を構成するいかなる性質も物理的性質に法則的に還元されなければならない。というのも、説明還元的物理主義の下では「物理的に説明できない事実」とは、ミクロの物理的性質が同一であるにも関わらず異なったマクロの非物理的性質が出現しうるということに他ならないがゆえに、物理的事実による説明とは結局、問題の性質をそれと法則的に外延の等しい物理的性質によって置き換えることに帰着するからである。それゆえいかなる性質も、美濃の言う因果的効力をもち、また因果的説明力をもつことになる(それゆえ確定記述を用いたいかなる真なる単称因果言明も、因果的説明力をもつことになる)。したがってもちろん(β)における「その日の朝日新聞の朝刊の一頁に掲載された」という性質もまた、どのような還元かは想像もつかないが、その台風到来($+\alpha$)のミクロ物理学の性質に還元されるがゆえに立派な因果的説明力をもつ。それゆえ美濃は、自分がコミットするはずの説明還元的物理主義からするなら、「一般に、同じ一つの事象は様々の一般的性質をもつと考えられるが、その事象と他の事象との因果関係には、…特定の性質だけが関与する」(美濃 [1995、p.45]) などと暢気に構えてはいられないはずである。というのも、いかなる性質にも因果的説明力を認めねばならないということは説明還元的物理主義の誤りを直ちに示すものではないが、それを主張する者には、いかなる性質も物理的性質に還元されるということを示す責務が課せられるからである。それに対しAMの擁護者にはそんな義務はない。AMはまさにそのアノマリズムの主張のゆえに、説明還元的物理主義を拒絶するからである。したがって美濃が今後なすべきなのはAMの批判などというつまらぬ哲学的企てではなく、あらゆる性質の物理的性質への還元という巨大な科学的難事業だということになるのだが、私は美濃のこのヘラクレス的立場を羨む気には到底なれない。

4. さいごに

私が思わず怒りを覚えたとき、私が自分のその出来事を知覚する仕方が「その怒り」の経験だったのである。あるいは私はその「怒り」という心的性質によって、その出来事を指示しているのである。神経生理学者はその出来事を私の「脳内のある種の神経興奮」と

して記述するだろう。もちろん自分のそうした出来事に対する私の知覚は不完全であり、「その怒り」がどの範囲のどのような「神経興奮」と同一なのかも分からない。だがおおむね、「その怒り」によって生じた意図に合致する身体運動が続いて生じるのを私は知覚する。その身体の出來事は、私によって「手を上げる」こととして知覚される。つまり私は「怒ったので手を上げた」のだ。そしておおむね、「もし私が怒らなかったなら手を上げなかったであろう」という文もこの世界で真である。

さて心的なものが因果的役割を果たすのに、これ以上の何が必要なのだろうか。何も必要ではない。それでもなお心的なものそのものから因果的役割が奪われたかのように感ずる人は、決定論の説得に対して「だがそれにしても、私が自由に行為したということ自体が決定されていたのだ」と不満をもらす人に似ていないであろうか。

本稿は、現時点（1995年10月）で公刊予定の論文、美濃 [1995] を原稿段階で利用させてもらうことで執筆可能となった。この種のケンカは後攻めの方が断然有利という「常識」を知らないはずもないのに、美濃氏は私の求めに応じて原稿ばかりか資料まで直ちに快く送付して下さいました。美濃氏のその雅量に報いるものは論争の水準の高さしかないのだが、今は、美濃氏の設定した水準を私が引き下げなかったことを祈るのみである。

注

- (1) 例えば、Sosa [1984; 1993]、Stoutland [1985]、Kim [1984b; 1989; 1993a] などを見よ。
- (2) 第二の論点に関しては、主にスーパーヴィーニエンス (supervenience) の概念を中心にとりあえず「非
法則論的一元論とエピフェノメナリズム」(『中部哲学会紀要』28号、1996年刊行予定) においてAM
の擁護を行うつもりである (したがってそれはいずれの試みにおいても、AMの擁護ではあっても必
ずしもデイヴィドソンの擁護ではない)。なお、本稿と美濃[1995]における用語の異同について一言。
本稿においては「anomalous monism」の訳語として「非法則的一元論」ではなく「非法則論的一元
論」を採用し、また「出来事」と「事象」、「物的性質」と「物理的性質」、「性質」と「タイプ」、「厳
格でない法則」と「経験的一般化」、および「物理主義」と「唯物論」をそれぞれ相互に交換可能なも
のとして使用している。
- (3) 美濃 [1995] は、第27回日本科学哲学会 (1994年11月、於：北海道大学) のワークショップ「行為と
出来事の存在論」(提題者：美濃正、柏端達也、柴田正良) で提出された二つの発表原稿、柏端[1994]
と柴田 [1994b] に対する批判をその中で展開している。この二つの発表原稿はいずれもその後印刷公
刊されなかったが、放っておいた自分の原稿が知らぬ間に他人の引用の中で日の目を見ていたという
栄誉と、その原稿のいたらなさを改めた修正版を公にする好機とを与えてくれたことに関して、私は
美濃氏に深く感謝したい。また、1995年中部哲学会 (於：湯の山温泉希望荘) のシンポジウム「心身
問題」における私の関連の発表に対しても、非学会員でありながら速くより足を運んで批判の労をとっ
ていただいた同氏、および多くの質問をして下さった参加者の方々にこの場を借りて感謝の意を表明
しておきたい。
- (4) デイヴィドソン自身、AMにおいては、ある出来事が心的なものとして (as mental) 何かを引き起こ
す、あるいはその心的性質によって (in virtue of its mental properties) 何かを引き起こす、あるい

は何らかの仕方で記述されたものとして何かを引き起こす、と言うことには意味がないと述べている (Davidson [1993, p. 13])。しかしそこでのデイヴィドソンの対応は、因果的効力に関する論点も含めて批判者たちの誤解を断ち切るほど明確なものではないように思われる。

- (5) しかしそれにしてもそれぞれの個体の持つ性質は例えば「青さ」一般なのではなく、むしろ「このニュアンスのこの青さ」や「あの感じのあの青さ」といったトークンとしての性質(?)こそが実在的であり、それゆえタイプとしての性質は単なるそれらのグループ分けにすぎない、と思われるかもしれない。個体や性質に関する形而上学的議論にここで全面的に突入する気は毛頭ないのだが、次のことは言っておきたい。ここでの存在論的な前提では、いかなる性質にも個体としての地位を与えられない以上、そのようなトークンとしての性質の「実在性」は、たまたまトークンを一つしか持たないタイプではなく、性質のたった一回きりの時空的個体化、すなわちもはや個体の実在性として語る以外にはない。したがってAMが、因果関係の成立に関与するのは性質ではなく出来事だ、と主張する意味もここから明らかであろう。

美濃 [1995] が性質の因果的効力に固執する理由は恐らく、因果関係を成立させる力を見込まれたこの「トークンとしての性質」といったものにあるのではないかと私は推測している。しかし他方で美濃がその註(6)のなかで、「事象の性質とは対応する記述ないし述語の意味論的値(指示対象)に他ならないと考えるならば(そして私は実際そのように考えるが)」と述べる時、明らかに彼は、性質という普遍者を存在者(文字通りの指示対象)として認める存在論にコミットし、その普遍者が因果関係の成立に関与するという見解を主張しているように思われる。

- (6) デイヴィドソンのスーパーヴィーニエンスの考えによれば、aと同じP-1という物理的タイプに属しながらaと同じ心的タイプmには属しないような出来事eはこの世界では存在しえない。しかし、本稿では十分扱えないが、AMのトークン同一説はそのような(弱い)スーパーヴィーニエンス関係も、またキムの言うような強いスーパーヴィーニエンス関係(Kim [1993b, pp. 64ff])も含意していない。私はむしろ(デイヴィドソンには悪いが、ここで述べたようなタイプ間の非法定性(アノマリズム)とAMの両立可能性を主張したい。こうしたアノマリズムの主張は、物理的性質や心的性質に対してパトナムの言う意味での形而上学的実在論の描像を取らない、という抑制的戦略によっていっそう説得力を増すであろう。われわれの認識と理論が到達しうるもののみを物理的もしくは心的実在とする立場に踏みとどまるならば、(物理的な基礎における)多重実現(multiple realization)という主張(例えば出来事cの存在)以上の心的なものこのアノマリズムは、否定しようのない事実であるように思われる。しかし私は、すべての事実が物理的事実によって説明されるわけではないということを根拠にパトナムのように物理主義を捨てたりはしない。私が主張したいのはスローガン風言えば「説明還元的物理主義」ではなく、「内部実在論的物理主義」あるいは「反実在論的物理主義」なのである。

- (7) 美濃の主張には、デイヴィドソン自身が「日常的概念」としての因果概念を主張するようになったのかどうかについて解釈上の問題がある、という論点も含まれている。私はデイヴィドソン解釈学にはほとんど興味がないが、最近の論文でデイヴィドソンがそのことをはっきりと述べているという証拠がある。例えば、「科学的説明は因果的だが行為や心的事態の説明はそうではない、としばしば考えられている。私が考えるに、ほぼまったくその逆が真相である。思考、意図、欲求の帰属はもちろんのこと、行為、知覚、記憶に関する通常の説明は因果的概念で満ち溢れている。しかし因果的概念を追い払うのが科学における進歩の証なのだ。塩が溶けることはある点までは、塩が水溶性でありかつその塩が水の中に入れられた、と言うことによって説明される。… [しかし] そのメカニズムが知られたなら、その説明は水溶性という因果的概念に頼らないだろう。要点はむしろ、成熟した科学においては説明や法則において因果的概念が用いられなくなるということである。」(Davidson [1990b, pp. 22f])。つまり「心的概念の全てではないにしてもそのほとんどが本質的に因果的(irreducibly causal)

なのに対し、厳格な法則は因果的概念を用いない」(Davidson[1991, p. 162])のである。しかしデイヴィドソンのこうした主張は何も最近の変化ではなく、二十年近くも前の論文“Freedom to Act”(1973)にもすでに現れている。「因果性へのやむをえない言及は、無知を覆い隠すためのマントである。詳細で正確な法則を欠いているときにはもちろん、その概念に訴えかけなければならない。行為の分析においては、分析と科学との間にあるたるみ (slack) の一部を因果性への言及が引き締める」(Davidson [1973, p. 80])。そして現在再び彼はその「たるみ」の比喩に別のニュアンスを込めながらも、「原因という「非科学的」概念がそのたるみ (slack) を引き締める」(Davidson [1990b, p. 26])と述べるのである。

- (8) デイヴィドソンがすでに自説を擁護している。「有効な予測法則を知らなくとも妥当な因果的説明を与えることは可能である。事実、さもなければ、因果的説明はほとんど不可能になるであろう。その窓は石がぶつかったので割れた、ということに私は確信をもっている。私は一部始終を見ていたのである。しかし、どのような衝撃がどの窓を割るのかという予測をなす際の根拠となる法則に、私は通じているわけではない(一体、誰がそれに通じていよう。)」(Davidson [1963, p. 16, 邦訳, p. 21])。
- (9) このような内在主義に対して柏端 [1996] は、その立場では「因果的説明であること」と「因果的説明であると思われること」の区別が失われてしまう、と主張する。柏端はその根拠を明示していないが、それは内在主義と相対主義を混同した結果の誤解であると思われる。因果的説明に関する内在主義は、偽であると判明した単称因果言明に説明力を認める必要はないし(われわれは偽であると判明した言明を説明に用いるだろうか)、また「あの大ナマズを怒らせたことが今回の地震を引き起こした」は以前実際に因果的説明文であったが今日そうではなくなった(柏端 [1996, n. 10])、と主張する必要もない。なぜなら内在主義は常に、われわれの説明実践の変化史における最善の位置(例えば1995年の日本における認識論的状況?)にコミットし、そこから、以前に因果的説明と思われていたにすぎないものを「因果的説明ではなかった」と評価するからである。ただこの内在主義は、パトナムの内在的実在論と同じく、あらゆる正当化の実践を超越した実在論的な真理概念や因果的説明の特徴づけを拒絶するのである。

なお、柏端 [1996] は本論の主題に関連する多くの重要な主張を含んでるが、いかんせんその完成は本稿で論ずるには遅すぎた。したがって、柏端 [1996] の十分な検討は別の機会に譲らざるをえないが、ただ私はそこでの議論に関して一つだけ懸念を表明しておきたい。柏端の基本戦略は、「心的語彙を含む単称因果文は因果的説明力をもちうる」ということをAMの健全な前提として再確認することによって、AM批判を些末化することである。その方向は基本的に正しいと思うが、しかしそのことによって問題の「因果的説明力」に関する哲学的問いまでも些末化することに成功したと彼が考えるなら、彼は同じ論法で、AMの他の諸前提に関する哲学的問いも些末化することに成功すると言わざるをえないはずである。しかし哲学的問いがいかなるものであれ、それを性急に見切るようになるような成功はかえって柏端の哲学を些末化しないであろうか。

参考文献

- 柏端達也、1994：「いかに心的出来事が行為の原因であるのかについて」、第27回日本科学哲学会ワークショップにおける発表原稿
- 、1996：「心的出来事の因果的効力をめぐる一連の問題を些末化する」、『年報人間科学』第17号、大阪大学人間科学部
- 柴田正良、1989：「信念の実在性について」、『現代思想』17-7、青土社
- 、1990：「非法則論的一元論と重ね描き」、『現代思想』18-7、青土社
- 、1991：「志向性・意図・行為」、『現象学年報』7号
- 、1994a：「行為の因果説は何でないか(デイヴィドソンの観点から)」、第27回日本科学哲学会ワー

クシヨップ資料

- 、1994b: 「因果的説明とスーパーヴィーニエンス」、第27回日本科学哲学会ワークショップにおける発表原稿
- 美濃 正、1994: 「行為因果説と非法則的一元論 —— デイヴィッドソンの行為論の批判的再検討」、第27回日本科学哲学会ワークショップにおける発表原稿
- 、1995: 「非法則的一元論と心の因果性」、『人文研究』47巻、大阪市立大学文学部紀要
- 、: 「行為と因果性——行為論の展開の一断面」、藤本・伊藤編『分析哲学の現在』所収、世界思想社(近刊)
- Davidson, D., 1963: "Actions, Reasons, and Causes" in Davidson [1980] .
- 、1973: "Freedom to Act" in Davidson [1980] .
- 、1970: "Mental Events" in Davidson, [1980] .
- 、1980: *Essays on Actions and Events*, Oxford University Press (服部裕幸・柴田正良訳『行為と出来事』、勁草書房)
- 、1987: "Problems in the Explanation of Action", in Pettit, P. et al. (eds.), *Metaphysics and Morality*, Basil Blackwell.
- 、1990a: "Turing's Test", in Said, K. A. M. et al. (eds.), *Modelling the Mind*, Clarendon Press.
- 、1990b: "Representation and Interpretation", in *Modelling the Mind*.
- 、1990c: "Epistemology Externalized", *Dialectica* 45.
- 、1991: "Three Varieties of Knowledge", in Griffiths, A. (ed.), *A. J. Ayer: Memorial Essays*. *Royal Institute of Philosophy Supplement* 30, Cambridge University Press.
- 、1993: "Thinking Causes", in Heil and Mele [1993] .
- Heil, J. and A. Mele (eds.), 1993: *Mental Causation*, Clarendon Press.
- Kim, J., 1984a: "Concepts of Supervenience", in Kim [1993b] .
- 、1984b: "Epiphenomenal and Supervenient Causation", in Kim [1993b] .
- 、1989: "The Myth of Nonreductive Materialism", in Kim [1993b] .
- 、1993a: "Can Supervenience and 'Non-Strict Laws' Save Anomalous Monism", in Heil and Mele [1993] .
- 、1993b: *Supervenience and Mind*, Cambridge University Press
- McLaughlin, B., 1984: "Perception, Causation, and Supervenience", in *Midwest Studies in Philosophy* (IX)
- 、1993: "On Davidson's Response to the Charge of Epiphenomenalism", in Heil and Mele [1993] .
- Sosa, E., 1984: "Mind-Body Interaction and Supervenient Causation", in *Midwest Studies in Philosophy* (IX)
- 、1993: "Davidson's Thinking Causes", Heil and Mele [1993] .